

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、神奈川県西部、箱根火山の南東に位置し、相模湾西端の小さな真鶴半島と、その北の海岸部、後背の山地からなり、総面積は 7.05 km²（平成 30 年 4 月 1 日現在）である。

本町の人口は減少傾向にあり、昭和 45 年の国勢調査では 10,284 人であったが、平成 27 年には 7,333 人まで減少し、平成 29 年 4 月に県内で初めて過疎地域に指定された。また、高齢化率も約 40%であり、全国水準を大きく上回っている。

本町の産業は、昭和 35 年頃をピークに、豊かな自然を活かした農業や漁業の第一次産業、小松石の採掘を中心とした採石業などの第二次産業が盛んであったが、産業構造の変化に伴い就業者数の減少が進み、それに代わる形で第三次産業の就業人口比率が増加した。産業別就業者数は、平成 27 年の国勢調査によると第一次産業が 101 人（3%）、第二次産業が 720 人（21%）、第三次産業が 2,603 人（76%）となっている。

町内に事業所を有する企業の多くは、資本金 1 億円以下の中小企業であり、家族経営の企業も多くある。産業別では、卸売・小売業の他に、観光地であることから飲食店・宿泊業の比率が大きい。これらの業種を含め、ほぼ全ての業種で事業所数及び就業人口が減少している。中小企業が所有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっているほか、働き手の高齢化も問題となっている。

今後、このような厳しい事業環境を乗り越え、中小企業の経営を安定させ、町内における中小企業数の減少に歯止めをかけるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図る。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定数は 3 年間で 10 件を目標とする。

※認定目標数について、国の KPI を 3 年間で 10 万件程度と想定し、以下の方法で算出した。（数値は平成 26 年経済センサスを参照）

$$\frac{\text{町内における中小企業数}}{\text{国内における中小企業数}} \times 10 \text{ 万件} = \frac{362}{3,808,351} \times 10 \text{ 万件} = 9.5 \text{ 件} \approx 10 \text{ 件}$$

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は第一次産業から第三次産業まで多岐にわたり、幅広い分野の中小企業を支援する必要があるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、各地域に事業所が点在しているため、本計画の対象区域は当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は第一次産業から第三次産業まで多岐にわたり、幅広い分野の中小企業を支援する必要があるため、対象業種・対象事業問わず全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意の日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を、本計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、本計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税等の滞納がある者については、本計画の認定の対象としない。